

ご 案 内

送信日:令和 6年 10月 16日

送付枚数: 4枚(本状含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

TEL:

E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



至急! ご確認ください 折り返しご連絡ください

三重県最低賃金の改正決定等について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

三重県の最低賃金につきましては、「1時間973円」を「1時間1,023円」

に改め、最低賃金法の定めるところにより令和6年10月1日から発効されました

のでお知らせします。

事務連絡
令和6年9月20日

各関係機関・団体等
担当者 殿

三重労働局労働基準部賃金室長

三重県最低賃金の改正決定等に係る広報の実施について

平素は、最低賃金行政の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三重県最低賃金につきましては、「1時間973円」を「1時間1,023円」に改め、最低賃金法の定めるところにより令和6年10月1日から発効となりましたのでお知らせいたします。

最低賃金制度は、労働者の就業形態の多様化等、社会経済情勢の変化に対応するセーフティネットとして、一層適切に機能することが求められていることから、三重県最低賃金の今回の金額改正を、県内の使用者及び労働者の方に広く周知していく必要があります。

つきましては、この取り組みについてご理解を賜り、同封いたしましたポスターの掲示及びリーフレットの配布、貴会会報誌等への掲載等による周知について、特段のご配慮をお願いいたします。

また、校正にあたり、ご不明な点がありましたら、対応させていただきますので、下記担当者までお問い合わせ下さい。

なお、貴会会報誌等にご掲載いただきましたなら、担当者までご一報願います。

* 最低賃金の改正決定にかかる掲載用例文及びリーフレットの電子媒体が必要な場合には、下記担当者までご連絡、お問い合わせください。

担当

三重労働局労働基準部賃金室 やだ・くるはら 矢田・久留原

T E L : 0 5 9 - 2 2 6 - 2 1 0 8

メール : chinginshitsu-miekyoku@mhlw.go.jp

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

三重県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

1,023 円

前年比

50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは
三重労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



三重労働局

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額) を保障する制度のことで!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

^(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間

**4 上記 1, 2, 3 が
組み合わせられている場合**

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金 最大 600万円を助成

業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



詳しくは、こちら 業務改善助成金 検索

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出 **審査**
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 **審査**
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出 **審査**
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索